



### 遺言を頼られました

1 先々回に続いて最近の事例から申し上げます。依頼者(甲さん)から遺言の作成を頼られました。私は弁護士ですから、依頼者・相談者から遺言をしたいので遺言書を作ってくださいと頼まれることはよくあります(また、私からも遺言を勧めています)。この場合、失礼な表現ながら素人の方が遺言書を作成するのは弁護士だと思っているのも已むをえないことですが、正確には弁護士が遺言書を作成する訳ではありません。

2 遺言書を「作る(作成する)」のは、一般的には遺言者自身、または公証人です。前者が自筆証書遺言であり後者が公正証書遺言です。遺言には、これらのほかに、普通時における秘密証書遺言(民法§970)と危急時における遺言がありますがめったに使われません(民法§976~984)。

3 自筆証書遺言は、①遺言者が遺言内容全文を自筆で書き、②必ず遺言日の日付を記載し、③必ず署名(自署)し、④必ず捺印しなければなりません。⑤加除・訂正にも厳格な要件があり、その要件を欠くと加除・訂正の効力が発生しません(民法§968)。⑥遺言の効力が発生したとき(遺言者が死亡したとき)自筆証書遺言書の保管者が発見者は遅滞なく家庭裁判所に検認(民法§1004)を請求しなければなりません。

4 ⑥加えて、自筆証書遺言書は紛失するか隠匿または不利をこうむる相続人に破棄される危険があります(遺言書を隠匿・破棄・変造などした相続人は相続資格を失う—民法§891五)。⑦また、共同遺言は禁止されているのに(民法§975)、夫婦で海外旅行などする場合に夫婦で1通の遺言書で遺言してしまうおそれも多分にあります。⑧後日、相続人の一部から、この遺言日には遺言者は既に判断能力(意思能力)を失っていたから遺言は無効である・ないのトラブルもよくあります。

5 このように、自筆証書遺言は間違えやすく危険が少なくないことから、弁護士としては勧めづらいところです。ただ一度だけ、小学校時代の友人が成功率の低い手術を受ける直前に病院で単純な内容の自筆証書遺言書の作成に助言したことはあります。

6 公正証書遺言は、上記のような心配はありません。遺言者が120歳に達するころまで公正証書遺言書原本が保管され、今は検索が容易です。したがって、公正証書遺言書正本または謄本が失われても再現が可能です。日付は確定日付ありと同じです。ただ一点。長い弁護士生活ではいろんなことに遭遇します。公正証書遺言が無効になった事例がありました。公正証書遺言には証人2名が必要です。その証人には欠格事由があり、未成年者や推定相続人・受遺者とその配偶者・直系血族は証人になることができないのに、証人の一人が養子縁組で姓(名字)が遺言者と違っていたために親子関係を見逃して証人にしたという事例です。

7 さて、甲さんの例に入りましょう。甲さんは、不動産(Aグループ)、有価証券(Bグループ)および預貯金(Cグループ)を有しています。甲さんの心配は、遺言をしてしまうと有価証券や預貯金を動かせないのではないかとのことです。それで、甲さんは不動産のうち1筆のみは相続人のうち乙さんに相続させるから遺言書にそのように明記してよいが、あとは遺産目録に書かないで「その余の財産」とし、乙さんおよび他の相続人である丙さん、丁さんに平等の割合で相続させると書いてほしいということでした。

8 しかしこれは無用の心配で、遺言後でも現在の財産(不動産も)を自由に処分して構いません。遺言書に記載されていて遺言の効力発生時に存在しないものは、あげると言われている人がもらえないだけです。違う内容での遺言をやり直すことも可能です。このように、遺言は遺言者にとって融通のきくものです。